



鳥取県公報

平成16年 3月12日(金)
第 7 5 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (166) (長寿社会課)	1
	指定居宅介護支援事業者の指定 (167) (")	2
	開発行為に関する工事の完了 (168) (都市計画課)	2
公 告	職業訓練指導員試験の合格者 (労働雇用課)	3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	3

告 示

鳥取県告示第166号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人 養和会 理事長 廣江 弌	米子市上後藤三丁目 5 - 1	広江病院短期入所生活介護施設	米子市上後藤三丁目 5 - 1	短期入所生活介護	平成15年 11月21日
こおげ建設株式会社 代表取締役社長 山根敏樹	八頭郡郡家町大字宮谷200 - 2	ケアサービス鳥取	鳥取市徳尾189 - 1	福祉用具貸与	"
医療法人 厚生会 理事長 小嶋良平	米子市彦名町1250	グループホーム水鳥の里	米子市彦名町1210 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成15年 11月27日
有限会社ホットハート 代表取締役 松橋英子	米子市旗ヶ崎九丁目13 - 15	有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目13 - 15	福祉用具貸与	平成15年 12月 1 日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉一丁目653	グループホーム風紋館	鳥取市立川町五丁目312 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成15年 12月26日

株式会社ハリカ米子 代表取締役 永井 隆	西伯郡岸本町大殿 621 - 1	株式会社ハリカ米子 ナガイ薬局福祉事業 部	境港市米川町286	福祉用具貸与	平成16年 1月8日
社会福祉法人こうほ うえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町2083	グループホームよね はら	米子市米原八丁目 69	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年 1月14日
〃	〃	デイサービスセンター よねはら	〃	通所介護	〃
医療法人至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町158	医療法人至誠会痴呆 型対応型共同生活介 護グループホームひ まわり関金	東伯郡関金町大字 関金宿1886	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年 1月27日
鳥取西部農業協同組合 代表理事組合長 山 西 敷	米子市東福原一丁 目5 - 16	鳥取西部農業協同組 合指定福祉用具貸与 事業所	米子市東福原一丁 目5 - 16	福祉用具貸与	平成16年 2月18日
株式会社コムスン 代表取締役 折口雅 博	東京都港区六本木 六丁目10 - 1	株式会社コムスン湖 山ケアセンター	鳥取市湖山町東一 丁目403 - 1 - 1	訪問介護	〃
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉一 丁目653	デイサービス風紋館	鳥取市立川町五丁 目312 - 1	通所介護	平成16年 2月27日
医療法人社団内科 小児科山脇医院 理事長 山脇敏正	岩美郡国府町奥谷 一丁目110	吉岡温泉デイサービ スセンターふたば	鳥取市吉岡温泉町 329	〃	平成16年 3月2日

鳥取県告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネライフ ケア 代表取締役 白崎朝宏	米子市久米町200	ハピネ在宅介護支援センター角盤	米子市角盤町一丁目175	平成16年 2月27日

鳥取県告示第168号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成15年 6月13日 鳥取県指令八県土維 8 第 1 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡河原町大字稲常
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八頭郡河原町大字渡一木274 - 1
社会福祉法人中央会 理事長 西田春政

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により実施した平成15年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

造園科合格者

田 淵 昌 昭

自動車整備科合格者

植 田 隆 二 本 城 朋 宏

広告美術科合格者

松 島 勇

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年 3月12日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2) のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
 - (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
 - ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成16年4月23日 午前10時から午後 4時まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
経験者講習		平成16年4月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
		平成16年4月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の 各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑